

岩手県告示第472号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営西風高瀬地区土地改良事業（気仙郡住田町）に係る換地処分をした。

平成27年5月22日

岩手県知事 達 増 拓 也